

家裁調査官の少年事件事例集

18・19歳の事件簿

現在、法制審議会少年法・刑事法部会において、少年法適用年齢の引下げに関する議論が進められています。

私たちは、家庭裁判所等において非行少年の調査・審判の実務に関わった経験から、18・19歳で社会人として活躍できる人がいる一方、様々な事情から、18・19歳では、まだ社会からの手当て・支援・指導が必要な人がいることを繰り返し確認してきました。

私たちがお伝えしたいのは、18・19歳になってもまだ一人前とは言えず、現在置かれている状況を乗り越えて社会生活を送っていくためには、いま少し公的な手助けを必要とする人たちが多数いるという事実です。

私たちは全国の家庭裁判所等での実務経験をもとに、最近の少年非行の特徴を示しつつ、いくつかの事例を整理しました。少年司法ならではの試験観察や補導委託といった中間的処遇の有効性、少年調査における多様なケースワークに基づく教育的措置の実情を知っていただければと思います。

少年法の適用年齢引下げに反対します

2020年7月

全司法労働組合 少年法対策委員会

目 次

CASE 1 補導委託により「新たな人間関係と居場所」ができた18歳女子A子

【ぐ犯】 1

CASE 2 万引きを繰り返し、講習受講で立ち直った19歳男子B

【頻回万引き】 4

CASE 3 ハンドルを握ると強くなった気がした18歳男子C

【過失運転致傷】 7

CASE 4 コレクション感覚で盗撮を繰り返した大学生18歳男子D

【児童ポルノ禁止法違反】 9

CASE 5 家庭内暴力の泥沼に陥った18歳男子E

【傷害・器物損壊】 12

CASE 6 調査・審判の中で自らの加担を自覚した19歳男子F

【特殊詐欺】 16

※ 提示した事例は、実在の事例そのままではなく、家裁調査官たちが扱った複数の事例を参考に加工・修正して創作したものです。

私たちの考え 19

CASE 1

補導委託により

「新たな人間関係と居場所」ができた18歳女子A子

【ぐ犯】

(1) 生育・生活歴など ●「自分はダメな人間だ。」と思った

A子は、地方出身で物静か、周囲が元気に話していると、それだけで臆してしまうタイプでした。背が高かったので、中高はバスケットボール部でしたが、いつも補欠。同級生男子と2人でカラオケに行ったことがある程度で、男女交際などは別世界のことでした。成績がまずまずだったので、高校の紹介で都会の中堅企業に就職が決まり、卒業と同時に実家を離れ、会社の寮で暮らすことになりました。

会社での毎日は、A子にとって大変でした。先輩に言われるままに仕事を覚え、自分ではきちんとやっているつもりでも大事な手順を忘れ、大きなミスをしたこともありました。そんな時は上司や先輩から優しく、次はミスしないようにと諭され、かえってA子は迷惑をかけてばかりで申し訳ない気持ちになり、「自分はダメな人間だ。」と思い込むようになりました。

同じ頃、やや派手な雰囲気同期に、憂さ晴らしだと誘われ、生まれて初めてホストクラブに行きました。自分一人なら絶対に話しかけられないようなイケメンの男性にチャホヤされ、最初は自分には似合わないという抵抗感を感じたものの、ホストの話術で次第に何が正しいのかわからなくなり、そのうち、ホストの一人を真剣に好きになってしまいました。相手もまんざらでもないようなことを言い、いつしかA子は彼の部屋に入り浸るようになりました。

A子は給料の大部分を男のために使い、内緒で風俗店のアルバイトをするようになりました。そのうちに、朝起きられずに会社を無断欠勤するようになり、上司に叱られましたが、既に心ここにあらずの状態で、仕事にも身が入らなくなりました。

(2) 事件（逮捕）とその影響 ●相手の男が覚醒剤を

相手の男がヤクザと関係していることがわかった頃、男の部屋に警察がやってきました。警察は家宅捜索令状を見せ、覚醒剤一袋を押収、A子と男は逮捕されました。

警察官はA子にも厳しく、覚醒剤使用を尋問しました。尋ねられたA子は、会社帰りに男の部屋を訪れたとき、独特のにおいがしたことがあり、あれは覚醒剤を炙って吸っていたのかもしれないし、おかしい味のカクテルを薦められ、気持ちが悪くなったこともあり、それも覚醒剤だったかもしれないといったことを思い出して、恐ろしくなってきました。

会社には警察から連絡があったようで、面会に来た上司から、A子は覚醒剤取締法違反の嫌疑がかかったこともあり、試用期間を終了して不採用となったと聞かされました。また、会社から高校にも連絡があり、高校教諭から事情を聞かされた実家の両親はたいへん驚いて、A子は両親から「親子の縁を切る、面会や迎えにも行かないから、罪を償って真人間になれ。」との手紙を受け取りました。純朴・真面目な両親は受け止めきれないだろうと想像はしていたものの、A子は大きなショックを受けました。それは捕まってから一番ショックな出来事でした。

A子は、覚醒剤使用・所持の嫌疑は不十分だったものの、帰る先がなくなってしまったこと、このまま釈放されるとまた悪い男のもとに行ってしまうかもしれないとの警察の判断で、「ぐ犯」（このままだと犯罪を犯すおそれがある）として、家庭裁判所に送致されることになりました。

相手の男は覚醒剤取締法違反で公判請求になったと聞きましたが、警察官によれば執行猶予がつく程度で、それほど遠くない先に出てくるだろうとのことでした。A子は、もう悪い男にはだまされないと決意していましたが、戻って来た男と再会したらどうになってしまうだろうという不安がありました。

(3) 調査・審判経過 ●自分も一歩違っていたら…

A子は、家庭裁判所に送致され、観護措置¹となり、少年鑑別所に入りました。鑑別所の寮の担当職員も鑑別技官も、厳しいながら、A子の今後について親身になって考えてくれました。また、家裁調査官は、両親と連絡を取り、A子の生活実態や反省状況などを伝えてくれたようでした。話を聞いた両親はホッとしたものの、田舎では世間体もあってA子が実家に戻るのは難しいと考えていることを知りました。家裁調査官は、A子のこれまでにについて、じっくり話を聞いてアドバイスをくれたほか、裁判官には試験観察²にしてはどうかと言ってくれていたようでした。また、家裁調査官は、実家近くにある家庭裁判所の支部まで出張し、両親と面接して話を聞いてくれたそうですが、両親は審判には行きたくないと言っていたようでした。そのほか、女性の付添人弁護士も選任され、頻繁に面会に来て、家裁調査官とは別の形で実家との調整を図ってくれました。

A子は、鑑別所の職員から「反省が十分でないと、薬物教育などを行う女子少年院への収容決定を受けることもある。」と聞いていたので、自分がどうなるのか心配でしたが、審判の結果、裁判官は補導委託³による試験観察決定（中間決定）をしてくれました。

A子は、審判終了後、付添人弁護士や家裁調査官と一緒に、補導委託先に向かいました。補導委託先は「自立援助ホーム」という、家庭に居場所がないなど、様々な事情で支援を受けられず、自立が難しい人の就労や生活を支えてくれる施設でした。審判当日に入所し、翌日、ホームの人と一緒に近くの蕎麦屋の就職面接を受けました。A子は、接客は苦手でしたが、そん

なことばかり言っているから失敗したと思い直し、頑張って働きたいと思いました。A子は無事面接に合格、当初心配していた接客も次第に慣れ、常連のお客さんが顔を覚えて声をかけてくれると、嬉しくなりました。

この間、家裁調査官と付添人弁護士が、A子の様子を実家に伝えてくれていました。ある日、両親が自立援助ホームを訪ねてきて、久しぶりの涙の対面となりました。両親は家庭裁判所で行われる、保護者に対する措置の一環であるプログラム（保護者会）への参加を家裁調査官から勧められていました。父はどうしても外せない都合があり、そのまま帰宅しましたが、母は1泊して、翌日のプログラムに参加しました。プログラムは保護者達が匿名で参加し、少年との関わり方などの悩みや経験を語り、共有するというものでした。母は、近隣の視線に脅えて冷静な判断ができなくなっていました。他の保護者の話を聞くうちに、そうした親の態度がA子を傷つけたことに思い至りました。

A子の両親は、蕎麦屋の主人の知り合いの食堂が実家近くにあることを知り、事情を伝えた上でA子を雇ってくれるよう頼みました。両親の必死の説得もあり、食堂の経営者はA子の就職を了解してくれました。A子は試験観察終了後も、新たな「居場所」となった自立援助ホームと蕎麦屋で生活するつもりでしたが、両親がA子に涙ながらに謝ってくれ、就職先を探してくれたことを知って、地元に戻ろうと決めました。

5か月後、最終審判があり、A子の試験観察は無事終了、A子は食堂に住み込みで就労し、定休日には実家で過ごすことになりました。

自立援助ホームを出る日、付添人弁護士からA子の相手だったホストの話を聞きました。彼は執行猶予で社会に戻ったものの、ヤクザとの関係を変えることができず、すぐにまた覚醒剤の所持で捕まり、今度は実刑判決を受けたようです。A子にもう未練は残っていませんでした。そして、一步間違ったら、自分もそうになっていたかもしれないとの自戒が深まりました。

この CASE のポイント

性風俗業への従事やJKビジネスなどにもつながる、18・19歳女子非行のひとつの典型です。A子には、万引き常習といった非行性や、被虐待や極端な異性依存などはなく、心理的な健康さを残していたことが、補導委託（自立援助ホーム）での新たな出会いを契機として、立ち直り（回復）につながったと考えられます。

通常、身柄を拘束された場合は、身柄を親元の近くの少年鑑別所へ移送するという手順がとられますが、このケースでは父母の引受け拒否が強かったため移送はされていません。従って、A子と父母の関係修復が大きな課題であり、付添人弁護士も家裁調査官も多くを労をとっています。その調整が効を奏して、A子の立ち直り（再犯防止）が確保できたと思われます。

もし、少年法適用年齢が引き下げられたら…

18・19歳が「ぐ犯」で立件されることは一切無くなるため、A子のような事例の場合は取調べ後に釈放されてしまい、行き場所に困ることも少なくありません。当然、補導委託といったケースワークに基づく教育的措置もなされず、本人に女性相談所やシェルターへの相談といった行動力（社会適応力）が乏しい場合、再び犯罪に手を染める可能性が高いのです。

また、調査・審判過程では、多くの少年事件において、非行を起こした当該少年だけではなく、その保護者（多くの場合、父または母）への働きかけ（教育的措置）が行われ、少年と保護者の関係調整が図られています。そのことが、少年の再犯防止の意欲を高め、保護者の指導の在り方にも変化をもたらしていると考えられます。

少年法適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合、本人に対するケースワークに基づく教育的措置の機会が失われ、再犯が増える可能性が高まるだけでなく、保護者への働きかけもほぼ不可能になります。

-
- 1 家庭裁判所に送致された少年の審判を円滑に進めたり、少年の処分を適切に決めるための検査（心身鑑別）を行ったりすることなどが必要な場合に、少年を少年鑑別所に送致し、一定期間そこに収容すること。
 - 2 少年の性格や環境等によって、直ちに少年に対する処分を決めることができない場合に、少年に対する最終的な処分を決めるために、少年を一定の期間家調査官の試験観察に付すことがある。家裁調査官が、少年に助言や指導を与えながら、少年が自分の問題点を改善していこうとしているかどうかといった視点で少年を観察し、この結果を踏まえて、少年に対する最終的な処分が決められる。
 - 3 家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティアに少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしてもらう制度。

CASE 2

万引きを繰り返し、講習受講で立ち直った19歳男子B

【頻回万引き】

(1) 生育・生活歴など ●打ち込むものを失った大学生活

Bは高校時代、周囲からも期待される陸上競技の選手でした。スポーツの名門校で練習や競技会に追われ、自分の自由になる時間もほとんどないほど部活に打ち込んでいました。

大学に推薦入学という話もありましたが、高3夏の大会で肉離れを起こして思うような成績が残せず、学業もあまり良くなかったため推薦は難しく、一般受験で大学に合格しました。陸上部に入部しましたが、高校までトップレベルの場を経験したBにすると、遊んでいるような生ぬるさしか感じられず、数か月で辞めてしまいました。大学の勉強や雰囲気も好きになれず、何か目の前にバールがかかっているような日々を送っていました。

(2) 事件とその影響 ●些細な万引きでの達成感

そんなある日、大学前のコンビニで、同じ大学の学生がペットボトル飲料を万引きするのを偶然見つけました。防犯カメラの死角だったようで、店員も気づいていないようでした。それを見たBは、「お金を支払わないで済むなら助かる、うまくやっているな。」と思い、真似をしてペットボトル飲料を万引きしてみました。店にはばれませんでした。以来、Bは他店に行っても、飲料の万引きを繰り返しました。

半年ほどして、繁華街のコンビニで万引きしたところを店員に発見され、警察署に連れて行かれました。母が迎えに来てくれ、家に帰って厳しく叱られ、一時は万引きをやめました。Bは、これが大学に通報されたり、家庭裁判所に行くことになるかもしれないと心配になりましたが、警察官からは「大学に通報することはないし、飲料の万引きだけなら、家庭裁判所に行かなくていいだろう。」と言われました。結局、数か月経っても家庭裁判所からの連絡はなく、Bは再び万引きを始めました。

家族で旅行に出かけた時、泊まった旅館の近くのコンビニでまた飲料を万引きし、店員に見つかり、その地の警察署に連れて行かれました。警察署へは両親に迎えに来てもらい、後に家庭裁判所から今回だけは審判を開始しないとの書面が来ましたが、今回も呼び出されることはなく、Bは「飲料の万引きくらいでは大したことにはならない。」と思いました。

その後、Bは自宅近くのコンビニで、再び飲料を万引きして発覚、3度目は地元の警察署で厳しく叱られました。迎えに来た母は、さすがに今度はお前を見放したと怒りましたが、B自身はどこ吹く風で「飲料だけなら家庭裁判所に行くこともないし、当然前科にもならないらしいから、次からはもっと注意して、見つからないようにやろう。」などと考えていました。

(3) 調査・審判経過 ●不出頭を重ねて

ところが、今回の件では、地元の家庭裁判所から郵便（調査呼出状）が来たので、Bはびっくりしました。親に見られないよう郵便を隠したBは「家庭裁判所に行かなければならないのは本当に悪い者だけで、自分は違う。ずっと出頭しなければ家庭裁判所の方があきらめてくれるのではないか。」と勝手に思い、呼び出された日時に出頭せず、大学のゼミに出ていました。自宅と自分の携帯に家庭裁判所からだと思われる着信がありましたが、家族も気付かず、自分でも無視してやり過ごしました。数日して、また郵便が来ましたが、今回も出頭せず、架かってきた電話も無視しました。

しばらくして、地元の警察の少年係がBの家を訪問してきました。万引きを取り調べたあの警察官でした。なぜ家庭裁判所に行かないのかと問われ、「大学の授業があるし、それどころではない。」と答えると、警察官から「このまま出頭しないと、次は家庭裁判所から『同行状』が

発布され、警察官が『逮捕』に準じる形でBを家庭裁判所に連れていくことになる。」と言われました。Bはなおも、こんなことぐらいでという気持ちでしたが、説明を聞いた父母は動転し、警察官が持ってきた家庭裁判所の調査呼出状を受け取りました。

ようやく、Bは父と一緒に家庭裁判所へ出頭しました。この間、親から叱責されたBでしたが、内心は「今まで呼ばなかったくせに。」との不満があり、家裁調査官の面接でも「警察から、裁判所には呼ばれないと聞いていたんですけど…」と不平を言うことから始めました。家裁調査官からは、少額の万引きの場合、警察や被害店の負担を減らすため、通常より少ない資料で事件送致（簡易送致）されることがあり、その場合には出頭までは求めず、Bも前はそうであったことを説明されました。また、そうした事件でも家庭裁判所では資料をチェックしており、被害額は少額でも、手口や共犯関係などで問題が大きい場合には、通常の事件送致と同様に手続を進めることもあること等を説明してくれました。

Bの場合は、8か月ほどの短期間に複数の万引きを行い、警察官から注意を受けた後にも反復（再犯）していることなどから、家庭裁判所における通常送致の場合と同じ手続になっており、出頭しなければ終わらない、非常に大事な手続であるとも伝えられました。

Bは観念して、大学がつまらなかったこと、盗みが成功したときはちょっとした達成感を持てたことを家裁調査官に話をしました。最初は嫌々話していましたが、家裁調査官がじっくり話を聞いてくれ、Bは友達にも親にも話せなかったことを話すことができ、何かスッキリした気持ちになりました。

Bは後日、家庭裁判所が実施している講習を受けました。万引き被害を受けた店の店長から、被害を受けるというのはどういうことか話を聞きました。店長からは、ペットボトル1本の万引きでも、同額の損失を補填するためには10本ほどのペットボトルを売らなければならないこと、被害届を出せば、書類作成等で相当な時間をとられて本来の仕事ができなくなること、万引き被害で倒産する店もあることや、被害を気に病んだ店主が、うつ病になるなど精神的なダメージを受けることもあると聞きました。Bは、心から店や店員に迷惑をかけたと思いました。一緒に受講した母も、受講前は面倒臭いと思っていましたが、店長の話に感銘を受け、親子ともに万引きを軽く考えていたと反省しました。

後日、審判が開かれ、万引きを繰り返したことの問題性や、Bの自分勝手な判断・社会性の未熟さが指摘され、一般短期保護観察⁴決定となりました。

このCASE
のポイント

窃盗、遺失物横領といった財産犯は少年非行の5～6割を占めています。その背景に、ストレス状態や物事に無関心な状態（アパシー）があったり、スポーツでの挫折体験があることは少なくありません。

前件が簡易送致でなければ、より早期に対処できた事例ですが、Bには不良

交友など不良文化への親和性はなく、家庭裁判所での講習受講が大きな効果を持ったと考えられます。その上で、比較的短期ではあれ、保護司による継続指導が必要とされました。

家庭裁判所の調査・審判呼出しに不出頭を重ねた場合、通常、同行状（もしくは緊急同行状）が発付され、警察官によって強制的に家庭裁判所に連行され、観護措置（少年鑑別所への入所）が決定されることが少なくありません。Bの場合、そこまでの強制措置は必要とされず、在宅のまま調査及び教育的措置を受け、審判に至っています。

もし、少年法適用年齢が引き下げられたら…

万引きは示談すると不起訴・起訴猶予となることが多く、起訴されても略式起訴（罰金）で終了する可能性が高い犯罪です。18・19歳であれば、経済力も乏しく、現実には保護者（多くは父母）が罰金を立て替えることも多くなると予想されます。家庭裁判所における教育的措置のように、自分の行為やその影響について被害者の視点から振り返る機会は与えられず、むしろ軽い処罰で終わり、常習性が進む危険性が少なくありません。

4 少年を施設に収容することなく、社会内で生活させながら、保護観察所（実際は、保護司）の指導監督の下、少年の更生を図る保護処分。月に数回、保護司と面会し、近況を報告した上で、保護司から指導を受ける。一般保護観察は1年（特別事情があれば6か月）を経過し、3か月以上継続して成績良好であれば、解除が検討されるが、一般短期保護観察は6か月以上7か月以内の期間に解除が検討される。

CASE 3

ハンドルを握ると強くなった気がした18歳男子C

【過失運転致傷】

(1) 生育・生活歴など ●万能感を持てる世界を求めて

Cは18歳で初めて運転免許を取得しました。教習所の費用は高額で、父母は経済的に苦しかったため、Cは1年前からバイト代を貯めて、やっとのことで免許を取りました。運良く2歳年長の従兄弟が車を買替える際に中古車を安く譲ってもらい、車に乗るようになりました。

Cは、高校でもバイト先でも目立つほうではなく、はっきりと物を言う者に同調して何とか立場を保っているタイプでした。家でも、優秀な妹がいつも親の関心を集めていて、Cは妹と比較されるたびに肩身の狭い思いをしていました。

そうしたCが、車に乗った時だけは違いました。車の中では、好きなアーティストの曲を大きな音で流し、一緒になって歌っても誰にも文句を言われません。また、Cは、スポーツはあまり得意ではありませんでしたが、車のハンドルさばきには自信があり、郊外の道路で少しア

クセルを踏めば、まるで戦闘機のパイロットになったような気分が高速運転ができました。生まれてはじめて、自分の思い通りに大きな力を発揮できた瞬間でした。一方で、免許取得後の半年間で制限超過速度30キロ未満の速度違反を2回起こしてしまい、道交法違反（青切符）として反則金が科せられましたが、2回目については支払ができず放置していました（反則金不納付）。

(2) 事件とその影響 ●現実に事故を起こしても

Cにとって頭に来るのは、制限速度近くでノロノロと運転していたり、交差点の停止線の前で、何度もブレーキをかけたり、だいぶ手前で車を停止させてしまうような運転者がいることでした。それがお年寄りであれば、まだ仕方がないと思いましたが、中には自分と同じような若い者もあり、Cは危なっかしい運転をしている奴らだと苛立ちました。

Cは、最初は邪魔だと思って、追い抜きざまパッシングしたり、クラクションを鳴らしたりすれば、その車のことはすぐに忘れていましたが、そのうちに、抜かした後、その車のすぐ前に戻って、減速して脅かしたり、抜かすときに幅寄せをするようになりました。Cにすれば、他の車に迷惑をかけているような車が許せなかったのです。テレビでは「あおり運転」という報道がされているけれど、自分はスムーズな運転を妨げている者に警告しているから違うのだと思っていました。

そうした中、Cは前を走っている車を追い抜こうとして接触し、人身事故（過失運転致傷）を起こしました。被害者（前を走っていた車の運転手）の傷害は全治2週間程度でしたが、実はCの車はかなりの高速度で接触しており、被害者の車は一回転し、一歩間違えば対向車線に出たかもしれない危険な事故でした。

警察や検察の取調べ段階では、Cは不適切な追い越しであったという責任は一応認めましたが、内心では相手が悪いと思っていました。幸い、被害者への賠償については任意自動車保険を利用して示談が進みました。

(3) 調査・審判経過 ●命に関わることへの気付き

事件は家庭裁判所に送致され、Cは母と一緒に出頭しました。

実はCは、先の速度超過違反と今回の人身事故の累積で免許90日の行政処分を受けており、それにも不満だったところ、家庭裁判所から呼出しを受け、「何で裁判所に行かなきゃならないんだ。」といった認識しかありませんでした。

家裁調査官による調査で、Cは過失運転致傷の事実を確認され、事故の内容等について聴取されました。また、交通事故や交通違反を起こした場合、法律違反であることの刑事責任と、運転免許の維持継続に関する行政責任と、交通事故の場合には被害者の損害回復のための民事

責任が生じること、家庭裁判所の手続は刑事責任に関するもので、少年法に基づいて処分を決めることになる等の手続説明を受けました。さらに、Cは先の速度超過の反則金が不納付であったため、それも家庭裁判所に通告されており、併せて審理されることになりました。その日は、簡単な面接を受けた後、安全運転に関する交通講習のDVDを見ましたが、その中で、運転は命に関わる行為であると強調されていたのが印象に残りました。

Cには、後日、改めて家裁調査官による調査がありました。面接の中で被害者への対応等の経過を確認されたほか、運転適性検査も受けました。Cは最初、普段の運転態度についても、今回の人身事故についても、自分の何が悪いのかが分かりませんでした。そんなCに、家裁調査官は、運転が好きだというCの気持ちを認めてくれた上で、本当に車が好きだということはどういうことなのかを考えさせました。Cは、初めて、目の前の車にイライラしていたのは、それまでの自分自身を見るようで嫌だったのかもしれないと思い始め、自分が危険な運転をしたのかもしれないと思うようになりました。

その後、審判が開かれ、Cは交通保護観察決定となりました。交通保護観察では、保護司から毎月指導を受ける際に、ワークブックを使用して交通の学習が行われました。

このCASE のポイント

交通事件（過失運転致死傷、道路交通法違反等）の多くは18・19歳です。大学生も少なくありません。その多くは、刑事責任・行政責任・民事責任という「三責任」について認識が曖昧です。家庭裁判所では、事件そのものと同時に、人命に関わる交通法規、それに違反した場合の刑事手続・少年手続等についても教育的指導を行い、加えて少年の個別性に応じて教育的措置を行います。交通事件の多くは、交通講習受講（不処分）、交通短期保護観察決定、交通保護観察決定等の処遇が審判で決定されています。

もし、少年法適用年齢が引き下げられたら…

多くの場合、略式起訴となり、罰金刑が科せられて終了します。最近では、成人事件でも危険な運転態様に対する処罰が厳しくなっており、正式に起訴されるケースも増えていますが、Cが起こした程度の過失運転致死傷であれば、執行猶予になる可能性が高いのが実状です。特に、成人の場合、交通保護観察のような継続的な教育指導はありません。

CASE 4

コレクション感覚で盗撮を繰り返した大学生18歳男子D

【児童ポルノ禁止法違反】

(1) 生育・生活歴など ●インターネットでの性情報の氾濫

Dは、中高一貫校を経て大学に進学しました。受験期には好きなインターネットもやめて勉強に明け暮れ、男女交際も断っていましたが、念願の大学に入学でき、ホッとしてインターネットにのめり込んだのです。

彼がよく見るサイトには、駅で盗撮した画像がアップされていました。どうすれば気づかれずに撮影できるのか、有効なアプリなども書かれていました。Dはそれを見て、結構多くの者が盗撮しているんだと思うようになり、やがて自分でも盗撮するようになりました。

Dは盗撮が「悪いこと」だとは思っていました。しかし、撮られた女性に気づかれなければ、女性の顔を撮影するわけではないから、誰の下半身と特定できるわけでもなく、たいした「悪いこと」ではないとも思っていました。性的関心がないわけではありませんでした。徐々に性的関心より、茶色のチェックのスカートの女子を撮ることができたとか、ちょっと変わった形のミニスカートの女子を撮影できたとか、ゲームアイテムを集めるように、自分のコレクションが増えていくことが嬉しくなっていました。

そのうち、自慢の画像を匿名でネット掲示板にアップするようになりました。すると予想どおり、その画像に興味を持って「スゴイ！」とコメントしてくれる者もいれば、自分はこんな画像を持っていると、Dと同様に画像をアップしてくる者もいました。「同じ趣味」を持つ者同士で結構仲良くなりました。素性もよくわからないまま、固定して閲覧する何人かとネット上でやり取りするのも楽しく感じられました。

Dは高校では上位クラスにおり、勉強すれば成果が出て、念願の大学に進学できたのですが、進学した大学の英語は難しく、Dよりレベルの高い学生もいて劣等感が強くなり、徐々に大学の授業への関心を失いました。それに比例するように盗撮をすることが増えていきました。

もともとは乗降客の多い駅で盗撮していたのが、地元の駅や大学最寄りの駅でも盗撮し、今まで撮影したことがないようなデザインのスカートの女子を見つけた時には、少し離れたところで様子をうかがいながら後を追ひ、彼女が下車した駅まで行って撮影したこともありました。

(2) 事件とその影響 ●インターネット犯罪は瞬時に成立

ネット掲示板には、ファミリーレストランのトイレにスマホを置いて、女性が使うのをうかがい、遠隔操作で盗撮していた者もいました。そこには女性の裸に近い画像もあり、Dの性的関心も強くなりました。Dは大学では、女性と話すこともほとんどなく、男の友人も数人しかおらず、入学と同時に彼女ができた友人たちに引け目を覚えていたのです。

そのうち、トイレ画像を撮影したという掲示板の常連の者が、掲示板に高校生の彼女ができたと書き込みました。しかも、彼女の画像ということで、その女性がトイレをしている画像を

アップしました。よく見ると、可愛らしい女性の顔も何となくわかるものでした。

Dは最初びっくりしましたが、次第に「トイレを盗撮している奴に、どうしてこんな可愛い彼女がいるんだ。」という怒りが湧き上がってきました。Dは、八つ当たり気味に「彼氏の言うとおりで何でもしてしまう女子」という表題で新しい掲示板を立ち上げ、女性の画像のコピーをアップしました。20分もしないうちに、Dは怒りが収まり、やり過ぎたと思い、その掲示板を削除しました。その間に何人か閲覧していたようでしたが、Dはたいして気に留めず、そのうち、そのことも忘れてしまいました。

その後も、Dは盗撮や画像アップを続けていましたが、半年ほどして突然、警察官が自宅に来て、おろおろする両親に搜索差押令状を示し、Dのパソコンやスマホを押収しました。Dも任意同行で事情聴取を受けました。Dがすっかり忘れていた、例の削除した掲示板の画像が、わずかの間にコピーされ、その画像が拡散し、その結果、撮影されていた17歳の女性の知るところとなって、サイバー犯罪担当の警察官が捜査を進め、その画像を撮影した者、そしてDが「児童ポルノ」の作成などの罪に問われることになったのです。

警察官から、画像の被害女性は高校でも画像が知られ、不登校になり、高校を退学し、部屋に引き籠ってしまうようになったこと、拡散した画像を全て消すために、弁護士や専門業者に数十万円を支払ったこと、それらの結果は、撮影した者やDが賠償責任を負うことになると言われ、Dは愕然としました。Dの父母もただただ動転するばかりでした。Dは数回の取調べを受け、検察庁を経て、家庭裁判所へ事件送致されました。

(3) 調査・審判経過 ●性とインターネットに関する教育的措置

家庭裁判所では、まず家裁調査官による調査呼出しがなされ、Dは父母と、父母が選任してくれた付添人弁護士とともに出頭しました。

家裁調査官はDの非行事実（犯罪事実）を確認し、Dと父母にあらかじめ交付しておいた照会書を参照しながら、Dの生育歴や家庭環境等の社会調査を行いました。Dは事前に付添人弁護士からも厳しく指導されており、非行事実を認め、非行に至った経過も素直に話し、被害者への謝罪の意思も示しました。

家庭裁判所では、Dを観護措置（少年鑑別所入所）とすることも検討しましたが、付添人弁護士の指導、被害者への謝罪と弁償に向けたとりくみも始まっており、Dは在宅のまま、通所して少年鑑別所での心身鑑別を受けることになりました。

その後、Dは、複数回の調査面接を受け、家庭裁判所の医務室⁵技官と看護師による「性と生」に関する思春期講習、家裁調査官によるメディア・リテラシー（メディアを使いこなす基礎的な素養）に関する教育指導、及び「サイクル図」⁶を用いた盗撮行為の回避についての指導を受

けました。メディア・リテラシーに関する教育指導は保護者も一緒になされました。

審判では、付添人弁護士が被害者との示談を成立させたこと、Dが度重なる調査の中で、自分の人間観や価値観の偏りを正し始めたことが認められ、Dは保護観察決定となりました。

この CASE のポイント

少年非行総数が顕著に減少するなかで、特殊詐欺事件と、盗撮や児童ポルノ禁止法違反といった性非行は増加しています。リベンジポルノといった事件も起きています。高度情報化社会にあって、親は何をしてよいかかわからず、少年もインターネットの情報を適切に取捨選択できない状況にあります。スマホを持たせる・持たせないといったことだけではなく、インターネットの長所と短所（危険性など）を学ばせながら、インターネット社会における人間関係等を考えさせる必要があります。本ケースでは、少年鑑別所、家裁の医務室技官、家裁調査官等が多方面から少年に働きかけ、保護者にも考えさせる教育的措置を行っています。

もし、少年法適用年齢が引き下げられたら…

多くの場合、起訴猶予・不起訴となり、教育的措置はなされません。

統計的には、性犯罪と薬物犯罪は再犯率が高く、少年院では問題群別に特別な指導がなされ、保護観察所でも同様なプログラムが実施されています。しかし、刑事裁判では、刑事施設収容にならない限り、こうした特別な指導は実施されません。18・19歳に対し、性教育やインターネットに関するリテラシー等についての手当てがなされないもとでは、再び同種の犯罪やインターネットに関する別の犯罪、あるいは性犯罪に手を染める危険性が残ると考えられます。

5 家裁には医務室が設置され、医務室技官(医師)と看護師が配置されており、家事事件および少年事件の処理の過程で、裁判官や調停委員からの求めに応じて、当事者や少年について医学的診断をしたり、専門的見地からの助言をしたりする仕事をしている。

6 人の行動パターンについて、「刺激→認知→行動→結果」の枠組みからわかりやすく理解させるもので、こういった場面で盗撮欲求が高まり、行動化するか、それを回避するためにはどうすればよいか等を学習させる際に使用する図式であり、通称「サイクル図」と呼ばれている。

CASE 5

家庭内暴力の泥沼に陥った18歳男子E

【傷害・器物損壊】

(1) 生育・生活歴など ●忙しいひとり親家庭のなかで

Eの両親は、Eが幼児期に離婚しました。Eは小さい頃、父は死亡したと聞かされていまし

た。母はEを実家の両親（祖父母）に任せて、看護師として働いていました。子育て中の夜勤は避けていましたが、準夜勤や休日勤務になることは多く、Eは母と遊んだ記憶もほとんどありませんでした。一方、祖父母はEをととても可愛がってくれました。Eは少年野球で活躍しており、祖父母にとって自慢の孫でした。欲しいものは何でも買い与えていたため、家では王様のようなものでした。ただし、Eは人の話を聞いているようで聞き漏らしていたり、ちょっとしたことでカッとなりやすく、野球部の仲間と行き違うこともありました。

特に、高2になる頃から少し事情が変わってきました。これまではろくに勉強しなくても、ある程度の成績がとれていたのですが、この頃から急に成績が落ちてきました。E自身のショックもさることながら、テスト結果を見たときの祖母の落胆ぶりがEを傷つけました。更に、高2になって代わった部活動の監督は、Eが練習で手を抜いていると厳しく叱責しました。もともと練習嫌いのEは、そう言われたからといって練習する訳ではなく、そのうち、かつてバカにしていた同級生が着実に実績を上げ、高3になる頃にEはレギュラーから外されました。

もともと、わがままなEと話す者は少なく、Eにとって面白くない毎日が続きました。母がEを叱ったとき、Eが「お前のせいでこうなった。」と言い返して以後は、母も仕事を理由に、ほとんど家に帰宅しなくなりました。

かつて見下していた同級生が大学に推薦入学することになる一方で、Eに推薦の話はなく、塾の模擬試験でも志望大学への合格可能性は低いと出ました。結局、Eはどの大学にも合格できずに高校を卒業しました。

(2) 事件（逮捕）とその影響 ●エスカレートする家庭内暴力

Eは毎日イライラし、祖母に遠い有名店の弁当などを買いに行かせ、にもかかわらず、口をつけただけで、「まずい。」と弁当を祖母に投げつけるようなことをしていました。これに激高した祖父がEと祖母の間に入り、Eが祖父の腹にパンチを入れたため、祖父がその場にうずくまることができました。祖父への直接的な暴力はこの一度だけでしたが、この他にもEは風呂場のドアを蹴破ったり、自室の壁のあちこちに穴を開けました。また、祖母への暴言や八つ当たりは徐々にエスカレートするようになりました。

祖父母は母にも話をしましたが、母は全く話に乗りません。母の職場で、Eよりも2歳上で、大学に進学したものの、引きこもって大学を中退し、家族を殴ったりしている者がいると言い、「それに比べれば、物に当たるぐらい、まだマシ。」だというのが母の言い分でした。

祖父母は困り果て、夜中にEが大声をあげて、家にある物を壊すような時には、近くの交番に勤務する警察官に来てもらうようになりました。警察官はEに「君も苦しいのか。」と丁寧に話をし、警察の相談センターに行くと少し気持ちが楽になるかもしれないと助言しました。最

初はEも神妙な面持ちで、相談センターの心理相談員と面談し、しばらくは暴れなくなりましたが、結局、時間が経つとまた家で物を壊すようになりました。

交番の警察官が何度目かに来てくれた時、「次に君が暴れたら、本署の少年係の警察官が来て、家庭裁判所での手続を始めてもらうかもしれない。」と言いました。Eは、祖父を殴ったのは1度きりだし、それでも警察は捕まえるのかと思い、インターネットの質問コーナーで、警察官にこんなことを言われたけれど本当かと書き込みました。これに対する回答は、それは警察官のハッタリだというものが多く、不安は残ったものの、Eは少し安心しました。

そのうち、祖母が買って来た高級料理店の弁当の入れ物が歪んでいたことに腹を立て、祖母の肩を強く押したことで、祖母が倒れ、脛骨を骨折する事態になりました。祖母は当初、警察沙汰にすることを強く嫌がりましたが、傷害程度は軽度ではなく、救急搬送された病院の医師の説得や連絡を受けた交番の警察官の助言により、祖父母は傷害及び器物損壊の被害届を提出しました。

Eは、祖母が救急搬送された後、混乱し、自宅で大声を上げ、壁を壊すなど暴れていましたが、翌朝、交番の警察官と本署の少年係の警察官が来訪し、事情聴取を受け、その日のうちに逮捕されました。その間、母も本署に呼ばれ、事情を確認されました。Eは、何で自分だけ、こんな思いをするんだと不貞腐れ、そして落ち込みましたが、強く反抗するまでの気持ちにもなりませんでした。その後、Eは勾留され、家庭裁判所に事件送致されました。

(3) 調査・審判経過 ●受け止めてもらうことの大切さ

家庭裁判所でEは観護措置決定を受け、少年鑑別所に入所することになりました。

少年鑑別所では、生活寮の観護教官や心身鑑別の心理技官がいろいろ話を聞いてくれただけでなく、担当の家裁調査官も、過去の生活状況や挫折体験を聴き取った上、今後どうすればよいかを考えてくれました。また、警察・検察庁の段階では「弁護士なんかいない。」と頑なに言っていたEですが、家裁調査官の説明を受け、付添人弁護士が選任され、付添人弁護士もEの話を丹念に聞いてくれました。

こうした様々な人との面談の中で、Eは追い詰められていた自分が、祖父母をそれ以上に追い詰めていたこと、祖父母が被害届を出したこともやむを得ないことだったという思いを抱けるようになりました。

並行して、担当の家裁調査官は、母に調査面接した他、家庭訪問を行って祖父母の話も聞きました。家裁調査官は、母や祖父母を責めるのではなく、どうすればEが変われるのかという視点で、今まで見過ごしていたEの話を取り上げてくれました。付添人弁護士も、母や祖父母と面談し、今後の指導への不安を受け止め、家庭内暴力で苦しむ親たちの話を聞いてくれる民間

のNPOを紹介してくれました。

母や祖父母は、初めはNPOを警戒し不安を感じていましたが、NPOの人は親切に話を聞き、これまでの苦労を労ってくれました。同じ様に子どもや孫のことで苦しむ親たちが相互に体験を語り合う場があると紹介され、そこにも祖父母が参加しました。祖父母は、苦しんでいるのは自分たちだけではないことを知りました。また、子から繰り返し暴行を受け、通院もしているのに、家族内のことだからと警察が相手にしてくれない場合も多いことを知り、すぐに動いてくれた交番の警察官に感謝の気持ちを持ちました。そうして、何度かNPOで話すうち、母も祖父母も、自分たちがEの苦しさに向き合ってこなかったことを考えるようになりました。

少年鑑別所の心身鑑別結果では、Eに「発達障害の疑い」があることが示され、付添人弁護士は医療機関の手配も準備することになりました。

Eは3週間余り少年鑑別所で過ごした後、審判を受け、家庭裁判所の裁判官と遵守事項を約束した上で、在宅試験観察決定となりました。

(4) 在宅試験観察経過 ●「発達障害」への対応策も学んで

Eは、精神科クリニックで発達障害のうち特に注意欠陥多動症であると診断され、通院するようになりました。思い込みが起きやすく、加えて行動抑制が効きにくいことを説明され、Eは対応策を少しずつ学ぶようになりました。

また、内心では受験勉強の再開に乗り気ではなかったものの、少年鑑別所に入る前の「家に居場所がない」といった気持ちに変化が生じていたこともあり、NPOの学習支援活動を受けることで、勉強にも少しずつ身が入ってきました。家に穴は残ったままですが、Eが暴れるようなことはなくなりました。

その頃、母から、母の同僚の夫が、子の暴力に耐えられず、子を包丁で刺すという事件が起きたとの話を聞きました。祖父母は、家庭内暴力が大きな事件につながってしまうことを改めて考えました。この時、Eは初めて、父が生きていること、看護師だった母が生活費を稼いで、大学院生だった父を応援したけれど、Eが1歳の時に離婚したと聞かされました。これを聞き、Eは母が可哀想になりました。

4か月の試験観察中にEは大学に合格、最終審判で不処分決定(教育的措置)となりました。

このCASE のポイント

家庭内暴力としては比較的軽度な事例です。家庭内暴力の事例では、家族への頻繁な暴言・暴力、家庭内の器物損壊の他、金銭の持ち出し、異性や同性を頻繁に家に連れ込むこと、アルコール依存、薬物の過剰摂取、リストカットなどを伴うことも多く、より病的で緊急介入を必要とする場合も少なくありません。本事例の場合、警察の初動、家裁調査官と付添人弁護士の連携、

少年鑑別所の心身鑑別結果等が的確であったこと、Eの知的能力が良好で、Eも家族もNPOの人たちとの新たな人間関係のなかで精神的に落ち着きを取り戻したことが効果を生んだと考えられます。

もし、少年法適用年齢が引き下げられたら…

通常の場合、本人が事実を認めるなら、略式起訴となり罰金刑で終了します。見過ごされていた「発達障害」が発見されることもなく、その対応がなされる可能性はほとんどありませんし、家庭裁判所の調査・審判過程で行われるケースワークに基づく教育的措置等に見合う手当は一切ありません。従って、家庭内暴力が再発する可能性を残します。

7 少年を処分につさなくとも、少年の更生が十分に期待できる場合、少年を保護処分につさないこととしたり（不処分）、審判を開始せずに調査のみ行って手続を終えること（審判不開始）もある。その場合でも、裁判官や家裁調査官による訓戒や指導等の教育的働きかけを加え、少年及び保護者がそれをどのように受け止めたかを見極めた上で決定を行っている。

CASE 6

調査・審判の中で自らの加担を自覚した19歳男子F

【特殊詐欺】

(1) 生育・生活歴など ●就労につまずいて

Fは、高卒後、建築会社に就職しました。父は社会保険や雇用保険制度のある会社に入ったことを喜び、上下の背広をプレゼントしてくれました。

頑張っていたのですが、半年後、腰に違和感を覚え、重い物を持つのがつらくなりました。会社の上司に言われ、整形外科でレントゲンを撮りましたが、腰や背骨などに異状はないとのことでした。その後も、腰は悪くなる一方で、階段の上り下りにも痛みを感じるようになり、再び整形外科に行ったのですが、「画像や血液検査には異状はない、そんなに痛いのか。」と詐病であるかのように言われ、Fはひどく傷つきました。痛みはさらに酷くなり、Fはせっかく就職した会社を退社せざるを得なくなりました。

Fは家で静養していましたが、腰痛は改善しません。働いて蓄えた貯金を食い潰す生活で、貯金も底を尽きました。あれほど喜んでいた父の落ち込みはFに勝っていました。父は、医者に不満を述べるなどしていましたが、結局、意気消沈し、Fにするとそのことが余計につらかったのです。

Fは悶々とし、未成年でしたが、夜に酒を飲みに行くようになりました。そこで、高校の2年先輩であったZと偶然出くわしました。高校時代は堅物で通っていた先輩が、若干軽い感じに変わったように思えました。しかし、よく見知った先輩だったことから、Fは

これまでのことを次々と話しました。話を聞いてくれていたZが、「だったら、俺を手伝ってくれないか。」と誘ってきました。

(2) 事件（逮捕）とその影響 ●これは仕事？闇バイト？

Zの話では、Y商事という会社の特殊な製品の商取引の手伝いでした。法律が厳しく、商品を渡す側がそのまま代金を受け取る訳にはいかないが、別の者が受け取りに行くなら問題はないので、Fに受け取り役をやってくれというものでした。（Fは後に、この説明は変だと考えられるようになりますが、話を聞いたときは疑問に思いませんでした。）日当は2万5千円で、元の会社での職人の日当より高く、Fは「ちょっとブラックなバイトかもしれない。」と思いましたが、世話になったZの誘いでもあり、話を受け入れました。

指定された日、Fは久しぶりにスーツを着て、指定された場所に向かいました。ただし、Zからの電話指示で何度も行き先が変更になり、Fはここでも「犯罪かもしれない。」との思いが頭をよぎりました。それでも、現地で「(株) Y商事のFです。」と自己紹介した時は、Fはきちんとした会社に就職したような気持ちになり、気分が高揚しました。

相手はお年寄りの男性で、「よろしく頼みます。」と言われ、Fは「わかりました。」と応じ、代金としてずっしり重い封筒を受け取りました。その後、Zからの電話指示のとおり、何度か電車を乗り換えて受渡し場所に移動し、知らない男性に封筒ごと現金を渡し、報酬を受取りました。その夜、Fは、元の会社で初任給をもらったときと同様、1万円ずつ父母に渡し、新しい仕事を祝いました。このときばかりは腰痛も感じないほどでした。

Fが次に同じことをやった数日後、Zが捕まったという話がラインで流れてきました。振り込め詐欺をしたらしいと書き込まれており、Fも不安を覚えました。翌朝、Fは自宅で逮捕されました。警察官から、犯罪だとわからなかったのかと何度も尋問され、詐欺で数百万円の被害の場合、成人でも実刑、未成年者でも少年院送致は確実だと言われ、Fは自暴自棄になりました。

(3) 調査・審判経過 ●被害者への思いを深めて

警察での逮捕、検察での勾留による取調べを経て、Fは家庭裁判所に送致され、観護措置（少年鑑別所入所）となりました。その時も、どうせ少年院行きなら最後に言いたいことを言えればいいと思っていました。しかし、接見禁止が解け、少年鑑別所に面会に来てくれた父母のやつれきった様子を見ると、とても言葉が見つかりませんでした。また、腰痛も悪化しており、少年鑑別所から湿布をもらいましたが、効果はありませんでした。

Fは鑑別所での心身鑑別、家裁調査官の社会調査のための面接を繰り返し受けました。Fには、お金の授受の背景事情はまったくわからず、被害者を騙した気持ちは極めて薄かったのですが、身分と名前を騙り、普通はあり得ない多額のお金の受け渡しに加担し、被害者にとってもつらい思いをさせたことについて、次第に考えるようになりました。

この間、Fには付添人弁護士が選任され、Fの父母は2人の被害者に対しそれぞれ100万

円を出し、付添人弁護士の仲介が効を奏して、なんとか示談が成立しました。

4週間弱の観護措置の後、審判が開かれ、Fが初犯であったことや反省を深めたこと、示談が成立したこと等を総合的に判断され、Fは在宅試験観察となりました。

在宅試験観察のなかで、Fは、家庭裁判所内にある「少年友の会」⁸の就労支援を受け、腰に負担のない職場を見つけて就労し、少しずつ父母に示談金分のお金を返すようになりました。また、家裁調査官の指示に従って、老人ホームでの社会奉仕活動に通いました。食事の介護をした際に、お年寄りからお礼を言われ、Fは自分に少し自信が持て、同時に、被害者のお年寄りに申し訳ないことをしたとの気持ちが強まりました。4か月後の最終審判の頃には、Fの内省の深まりは周囲の誰もが認めるところとなっていました。Fは保護観察処分（保護司による個別指導を受ける）となりました。

Fに振り込め詐欺を手伝わせた先輩のZは、成人であったことから刑事裁判になり、初犯だということで執行猶予になったものの、すぐに同じことを繰り返して逮捕され、今度は実刑になるだろうと聞きました。

この CASE のポイント

少年非行は総数として減少していますが、特殊詐欺事件は増加しています。就労がうまくいかず、インターネットで求職するうち、仕事だと思い込んで特殊詐欺に関わる少年は少なくありません。Fは初犯であり、在宅試験観察での就労支援や社会奉仕活動への参加指示などの教育的措置が功を奏し、社会適応を確立できたと考えられます。

なお、現在、少年院に収容されている少年の約半数が、18・19歳であり、特殊詐欺事件を起こした少年です。性非行や薬物非行とともに、特殊詐欺は再犯率が高いことも問題になっています。しかし、少年院での矯正教育のなかで、被害者の視点を入れた教育は確実に効果をあげつつあります。

もし、少年法適用年齢が引き下げられたら…

特殊詐欺事件は成人の場合でも厳しく、起訴され実刑にもなりますが、初犯で、起訴された件数も多くない場合、事例のZのように通常は執行猶予で終了します。実刑で服役した場合、若年者であると特別改善指導⁹（もしくは一般改善指導）を受けることも多くなっていますが、必ずしも服役者の全員が改善指導を受けるわけではありません。なお、Fは保護観察になっていますが、仮に少年院に送致された場合、少年院では、基本的に収容された少年全員に対して、少年の資質や事件内容に応じたきめ細かい矯正教育がなされ、効果をあげています。

8 家庭裁判所の調停委員などを中心に組織された、非行少年の立ち直りを援助するボランティア団体。

9 個別改善指導には一般改善指導と特別改善指導があり、特別改善指導は、薬物犯罪、性犯罪、暴力団組織犯罪、就労支援などの対象に分けられ、特殊詐欺事件については「被害者を出してしまった場合」の中で比較的丁寧な指導を受けることになる。

私たちは、少年法の適用年齢の引下げに強く反対しています。その理由は、以下のような問題点があるからです。

1 司法統計等で明らかなおと、現行少年法のもとで、少年人口の減少以上に、少年非行は減少を続けています。特に、殺人、強盗致死、傷害致死といった凶悪非行は激減しています。また、凶悪な非行については既に成人と同様、家庭裁判所から検察官に送致（少年法第20条）され、刑事裁判（裁判員裁判）によって刑罰を科すようになっています。18歳以上の凶悪事件について、現行少年法は死刑も認めています。そして、少年法が非行防止に有効に機能していることは、法制審の全委員が一致して認めています。適用年齢の引下げはこの効果をなくし、かえって若年犯罪者を増加させる結果を招きます。

2 少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることで最も影響を受けるのは、いわゆる「重大事件」ではない、一般の事件を起こした18・19歳に対する再犯防止効果です。

適用年齢を引き下げた場合、犯罪を起こした18・19歳は、「少年ではない」として刑事裁判の対象となります。刑事裁判の法理では、「行為責任の原則」（犯罪行為の大きさに応じた責任を国が課す）が適用されます。そして、刑事裁判の実状に照らすと、全体の約30%は起訴猶予もしくは不起訴で終了し、起訴された場合でも、全体の約5%が実刑となるものの、約20%は略式起訴（罰金）、約25%が執行猶予で終わり、仮に保護観察の割合を増やしたとしても、18・19歳の犯罪者の多くが実質的な「罰」を受けたり、反省する機会がないまま、「放置」されることになります。

3 現行少年法であれば、18・19歳は少年ですから、家裁調査官が、少年の資質、生育環境、非行傾向等を査定し、非行の原因を解明するだけではなく、少年にどのような教育的・福祉的・心理的・医療的処遇を行えば効果的かという処遇を見据えた調査を行い、その結果を踏まえて、約10%が少年院収容、約30%が保護観察となり、それ以外の者についても、すべて家庭裁判所における教育的措置を受けます。

ここで重要なのは、少年法は、犯罪行為の大きさだけでなく、「再犯の可能性」を重視していることです。仮に犯罪が軽微であっても、環境や資質上の課題が多くあると認められるならば、少年の健全育成を目的とする身体拘束も可能とする教育指導の処遇が課せられます。「刑罰に代えて教育を」という少年法の理念は、再犯防止を図る上でも極めて重要で、甘やかしではなく刑罰以上に厳しい面があります。

また、問題性が深刻な保護者ほど少年を虐待し、突き放すだけに終始しがちです。少年法は、家庭裁判所に対し、少年だけでなく、家族や事実上の監護者に対しても丁寧に働きかける権限を付与しています（少年法第25条の2）。

これらが、刑事裁判と少年司法が決定的に違う点であり、少年法の再犯防止効果に繋がってい

るのです。

- 4 現在、家庭裁判所が扱う非行少年の約半数が18・19歳であり、少年院入院者の約半数が18・19歳です。そのため、適用年齢が引下げられると家庭裁判所の取り扱う少年が半減し、家裁の調査及び教育的措置（補導委託、試験観察、社会奉仕活動、講習等）のケースワーク機能が大きく後退せざるを得なくなります。少年院の入院者も半数に激減し、教官と少年との間の信頼関係を基礎とする24時間態勢での矯正教育の効果が減少します。
- 5 適用年齢を引き下げると、18・19歳には「ぐ犯」という犯罪予備軍を教育指導し健全育成する制度が適用できなくなります。現在、高度な情報社会になったにも関わらず、メディア・リテラシー教育は十分でなく、18・19歳は性非行（JKビジネス、リベンジポルノ、盗撮）や特殊詐欺事件等に手を染めやすくなっているのが実情です。そうした実情に対処するためには、犯罪に及んだ場合はもちろん、「犯罪のおそれのある段階」で、国が教育指導し健全育成する制度が18・19歳にも必要であり、それがなくなる弊害は重大です。
- 6 適用年齢の引下げは、教育現場にも悩ましい問題をもたらします。例えば、17歳と18歳の高校3年生同士の共犯事件等の場合、いずれの生徒も環境や資質に問題を抱えているのに、一方だけを18歳だからとの理由で「教育より刑罰だ」と対処し、場合によっては前科者のレッテルを貼る結果になるのでは、不公平感が残るだけでなく、生徒達の成長を支える教育現場の責任を全うすることができないでしょう。
- 7 18・19歳が原則実名報道されるのも大問題です。少年法第61条（本人を推知できる報道の禁止）は、少年の将来を考えた特別の規定であり、これまで、極めて多くの非行少年の立ち直りに有効だったと断言できます。また、少年法第60条（資格取得制限の禁止…非行を犯したことによって資格の取得が制限されない）が18・19歳の時の非行に適用され、「就職と立ち直りのために本当にありがたかった。」と、多くの元非行少年が口にしています。
- 8 少年法にもとづく手続のもとで「初めて大人に話を聞いてもらえた。」と言う非行少年は多く、司法だけでなく、医療・教育・福祉の現場、民間NPOの支援など、社会の様々な人間関係とネットワークの中で立ち直ります。その機会を縮小させてはなりません。
- 9 また、適用年齢を引き下げた場合、非行の防止と少年の福祉を図るための警察活動である「補導」が18・19歳にはできなくなり、少年警察の防犯活動が大きく後退します。
- 10 民法の成年年齢や選挙権年齢が18歳になっても、飲酒、喫煙、馬券購入、児童養護施設の入所年齢などは20歳のままです。法律にはそれぞれ目的があります。「脳の衝動抑制機能が成熟するのは25歳ころ」との近時の脳科学の知見を受けて、今やアメリカの州やEU諸国では、再犯防止のために少年法の適用年齢を引き上げる動きが出ています。日本の現行少年法は、諸外国の少年司法関係者、学者から高い評価を受けています。適用年齢を分かりやすく統一することで、結果として、個人の幸福や健康・福祉、社会の安心・安全を増進させる国法全体の目的を害するのでは本末転倒です。

未成年者が引き起こした事件が発生したら・・・



未成年者の引き起こした事件は成人の事件と違い、全てについて、家庭裁判所に送致され、2度と犯罪を起こさないようにする手当てが行われます。これを「全件送致主義」と言い、成人ならば不起訴で終わるような事件も含めて、ほとんど全ての事件が家庭裁判所に送られてきます。家庭裁判所では、非行事実の認定を行い、少年の健全育成のための最終処分を決定します。

このように「全件送致」になっているのは、事件を起こした少年と専門知識を持った家庭裁判所調査官が最初に面接して、原因や背景、少年の状況などを把握するからこそ、適切な処分ができますし、家庭裁判所調査官と話をすること自体が少年の反省にもつながります。

また、実際に非行を起こしていなくても、事件を起こす危険性が高い状況にある少年たち（触法少年、ぐ犯少年）に対応することも可能です。

家庭裁判所に事件が送られてきたら・・・

「家庭裁判所調査官」による調査が行われます。

家庭裁判所調査官は、調査によって以下の3点を明らかにし、裁判官に報告、処遇意見を提出します。

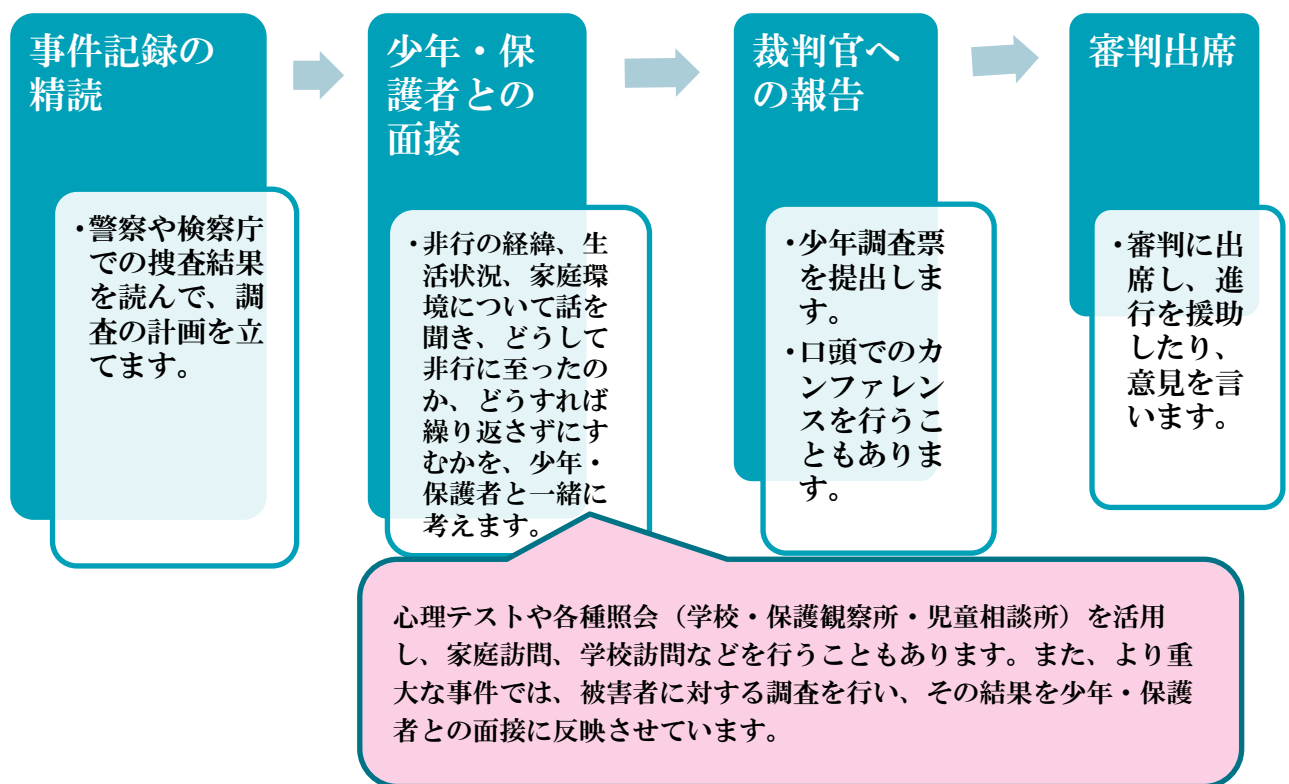
- ① 少年がなぜ非行に至ったのか
- ② 再び非行をする危険性はどの程度あるか
- ③ どのような処遇により更生させ、立ち直らせるか

そもそも「家庭裁判所調査官」とはどんな人・・・

家庭裁判所において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの対人援助に必要な専門的知識や技法等を活用し、調査、調整活動等を行う専門職です。

家庭裁判所調査官には、裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）に合格し、採用されてから、約2年間かけて、法律学、専門的知識や技法、家事事件及び少年事件の実務を研修所や現場でじっくり学んだ上でなります。

調査では何をするのでしょうか・・・



全司法労働組合

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所内

電話：03-6272-9810 FAX：03-3239-4515 E-mail mail@zenshiho.net

<http://www.zenshiho.net>